

エンドユーザー向け洗剤および界面活性剤 の適合チェックリスト

2029年9月23日以降の最終ユーザー向け洗剤および界面活性剤に関する義務、パス内容、期限、および情報源 – 確認事項一覧。

このチェックリストでカバーされている内容

****このチェックリストの性質について。***このリストは規則の条文に基づいています。記載されている項目は現行法に基づくものであり、予測ではありません。

このチェックリストは、[化学物質のデジタル製品パスポートに関する当社の参考資料](#)の一部であり、REACH、CLP、および業界全体におけるパスポートの義務を網羅していますが、このページでは、エンドユーザー向けの洗剤および界面活性剤に焦点を絞っています。

洗剤および界面活性剤に関する規則（EU）2026/405は、規則（EC）第648/2004号に代わるものであり、EUの化学物質法において業界にとって初めての厳格な適合義務を課すものです。このチェックリストは、EU域内のエンドユーザー向けに洗剤または界面活性剤を市場に流通させる際に、皆様に求められる要件をまとめたものです：義務の対象となる者、パスポートに記載すべき事項、その構成方法、EU登録簿への登録事項、タイムラインとしての期限、および「出典」セクションの末尾にリンクが掲載されている公式文書などです。リスト全体は、以下からPDF形式でダウンロードすることも可能です。

その内容は現行法です。附属書VIのA部には項目ごとに列挙されており、2029年9月23日から直ちに効力を有するため、このリストは予測ではありません。これに関連する技術的な側面については、まだ決定されていません：第21条第10項に基づく実施法令（データ媒体、レイアウト、規格、アクセス権、および更新権を定めるもの）は未だ制定されておらず、附属書VI自体も委任法令によって変更される可能性があります（第30条第1項および第2項）。現時点ではデータを構築し、フォーマットはオープンな状態にしておいてください。

括弧内の条項は、同規則の条項です。

貴社の製品は、パスポート義務の対象となりますか？

該当する項目にチェックを入れてください。最初の2つの記述は適用範囲の確認に関するものであり、残りの項目は、自社を製造業者とは見なしていない企業が対象となります。括弧内の条項は、[規則（EU）2026/405](#)を参照しています。

- ☐ 本製品は洗剤です。すなわち、洗浄、浸漬、すすぎ、または漂白を行うことを目的としたもの、繊維製品の風合いや臭いを変化させることを目的としたもの、あるいは洗濯用洗剤や食器用洗剤と併用して洗浄プロセスを補助することを目的としたものです（第2条第1号）。
- ☐ あるいは、エンドユーザー向けの界面活性剤、すなわち、市場において業務用利用者または消費者に提供される界面活性剤である場合もあります（第2条第12項）。他の調合業者に販売する界面活性剤はこれに該当せず、登録は不要です。
- ☐ 2029年9月23日以降、EU域内で、製造業者、輸入業者、または自社名もしくは自社ブランドで販売する販売業者として、当該界面活性剤を市場に流通させる場合（第8条第2項、第13条a項）。
- ☐ すでに市場に流通している製品を、その適合性に影響を及ぼす可能性のある方法で変更する場合、または一般消費者向けの界面活性剤ではないものを一般消費者に提供する場合：これらはいずれも、法的に貴社を製造業者とみなします（第13条b項およびc項）。
- ☐ 産業用および業務用の洗剤であり、家庭外での使用を目的として専門スタッフによってのみ流通されるもの（第2条第5号）：引き続き安全データシートが必要ですが、REACHの安全データシートが同等の情報を提供している限り、成分リストの記載は不要となります（附属書VIパートA）。

お客様の義務

[規則（EU）2026/405]（<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2026/405/oj>）が、エンドユーザー向けの洗剤または界面活性剤を市場に流通させる者に求めているすべての事項を、記載順にご紹介します。記載されている項目にチェックを入れてください。各項目には該当する条項が明記されており、下部に記載された期限は、その規定がいつから適用されるかを示しています。

- ☐ その他の手続きを進める前に、附属書IVに基づく技術文書を作成し、同附属書に定められた適合性評価手続を実施すること（第8条第2項）。
- ☐ 製品が市場に流通する前に、当該モデル用のデジタル製品パスポートを作成すること（第8条第2項a号、第21条第1項）。
- ☐ データ媒体を用意すること：ラベル上、包装上、またはバラ売りの商品の場合は添付書類上に物理的に記載し、消去不能な状態で、機器が自動的に処理できる位置に配置すること。また、詰め替え販売を行う場合は、詰め替えステーションにも設置すること（第21条第4項）。
- ☐ データ媒体のほかに、「製品に関する詳細情報については、こちらをスキャンしてください」といった旨の表示を記載し、購入前に購入者が確認できるよう、遠隔販売の場合も含め、目立つように表示すること（第21条第4項e号およびf号）。
- ☐ 製品が市場に流通する前に、EU登録簿にパスへの参照情報を登録すること（第8条第2項c号、第24条第1項）。
- ☐ パスポートを正確かつ完全、かつ最新の状態に保ち、納入先加盟国が要求する言語で提供すること（第21条第2項d号およびe号）。
- ☐ 技術文書およびパスポートを、市場投入の日から10年間保管すること（第8条第3項）。

- ☐ デジタル製品パスポートのサービスプロバイダーを通じて、パスポートのバックアップコピーを保持すること（第21条第12項c号）。
- ☐ 他のEU法においてもデータ媒体またはパスポートの提出が義務付けられている場合、最初のコードに加えて2つ目のコードを設定するのではなく、単一のデータ媒体および単一のパスポートを使用すること（第21条第5項および第6項）。
- ☐ 販売業者およびオンラインマーケットプレイスに対し、データ媒体のデジタルコピーまたは一意の製品識別子を、請求から5営業日以内に無償で提供すること（第21条第12項a号およびb号）。
- ☐ 成分データシートを、CLP規則第45条に基づき加盟国が指定する機関に提出し、配合が変更された場合は更新すること（第8条第6項）。このデータシートは機密情報であり、パスではありません（第16条）。
- ☐ 附属書VのパートAに定める情報を製品に表示するとともに、消費者向けの洗濯用洗剤、食器用洗剤、および表面用洗剤については、パートBに定める使用量に関する情報を、エンドユーザーが容易に理解できる言語で記載すること（第17条）。
- ☐ デジタルでのみ管理してもよい情報と、物理的な形態で保持しなければならない情報を決定すること：トレーサビリティ情報、製造者の連絡先、および製品名は、引き続き包装に記載する必要があります（第18条第2項）。

パスポートに記載すべき事項

附属書VIのパートAは目次となっており、その内容は短いため、ある午後のうちに処方箋と照らし合わせて確認することができます。これは2029年9月23日から直ちに適用されます。条件が付されている項目についてはその旨が明記されており、パートBのみが完全に任意の項目となっています。各項目の下には、附属書内の参照箇所が記載されています。

- ☐ 商品名、一意の製品識別子、およびモデルが識別できるほど鮮明な、包装またはラベルのカラー画像
附属書VIパートA a項
- ☐ 製造業者、および該当する場合は輸入業者または代理人の氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号、ならびに製造業者の固有の事業者識別番号
附属書VI第A部 b項
- ☐ バックアップコピーを保管するデジタル製品パスポートのサービスプロバイダー
附属書VI第A部 c項
- ☐ トレーサビリティを可能にする製品の識別情報
附属書VIパートA d項
- ☐ パスポートは製造業者の単独の責任の下で発行される旨の記載
附属書VI第A部 e項
- ☐ 該当する場合、パス発行時に当該製品が分類された商品コード
附属書VI第A部 f項
- ☐ 当該製品が本規則への適合性を証明している旨の記載、および当該製品が準拠するその他のEU法への言及
附属書VIパートA g項

- ☐ CLP規則第18条第3項に基づき指定された、意図的に添加された物質の完全なリスト。なお、表示が義務付けられている場合は、移入された保存料を含みます
附属書VI第A部h項
- ☐ 意図的に添加されたすべての微生物、およびそれらの分類学的分類（属、種、株名または株コード）
附属書VIパートAi項
- ☐ 任意ですが、記載することが有益な情報：第17条第3項および第4項に基づく表示情報
附属書VI第B部

パスポートはどのように作られているべきか

コンテンツはその半分に過ぎません。残りの半分は、パスポートというシステムが備えていなければならない特性です。これらは後から追加しようとする多額の費用がかかるため、公開方法を決定する前に、これらの点を考慮に入れる必要があります。

- ☐ モデルごとに1つの適合証明書。ここで、「モデル」とは、同一の製造業者、商品名、内容物および製造方法を有する製品群を指し、型式番号によって特定されるものです
第21条第2項a号、第2条第39号
- ☐ ただし、他のEU法においてその詳細度が求められる場合は、ロットまたは個体レベルで
第21条第7項
- ☐ 永続的かつ一意の製品識別子に紐づくデータ媒体を通じてアクセス可能であること
第21条第2項h号
- ☐ アクセス権を有するすべての閲覧者に対し、登録やパスワードを必要とせず、消費者およびその他のエンドユーザーに無料で提供されるもの
第22条 c項およびd項
- ☐ オープンスタンダードに基づき、機械可読、構造化され、検索可能であり、特定の提供者に縛られることなく転送可能であること
第22条 b項
- ☐ 他のEU法で要求されるパスポートと完全に相互運用可能であること
第22条a項
- ☐ お客様自身、または当該サービス提供の範囲を超えてデータを販売または再利用することを禁じられたサービスプロバイダーによって保管されること
第22条e項およびg項
- ☐ 既存のパスを持つ製品に対して新しいパスが作成される場合、それらは以前のパスと紐付けられること
第22条f項
- ☐ 閲覧履歴を追跡せず、明示的な同意がない限り個人情報を含まない場合
第22条 h項
- ☐ 真正性、信頼性、完全性を備え、不正行為を防止できるよう設計・運用されること
第22条 i項およびj項

- ☐ エコデザイン規則の識別子およびデータ媒体に関する基準に従い、識別子のライフサイクルおよびサービスプロバイダーに関する規則も含む

第23条

登録と関税

この登録簿には識別子が記録されており、貴社の配合レシピは記録されていません。これは、エコデザイン規則によって設立され、2026年7月20日から運用されている中央登録簿そのものであり、税関による審査の対象となるのは、この登録内容です。

- ☐ 製品が市場に流通する前に、一意の製品識別子および一意の事業者識別子をアップロードすること

第24条第1項

- ☐ 税関上の自由流通対象となる貨物については、商品コードも併せて保存されることを想定してください

第24条第1項

- ☐ 登録簿から自動的に返される一意の登録識別子を保管し、適合性の証明として解釈しないこと

第24条第2項

- ☐ 自由流通の許可申請時に、この識別子を税関に提示してください。その際、登録簿との照合が電子的かつ自動的に行われます

第25条

- ☐ 製品データは、登録簿ではなく、パスポート内に保持してください。データは、御社または御社のサービスプロバイダーに保存されているものとします

第22条e項

期限

エンドユーザーにとって重要な、洗剤または界面活性剤に関する期限は、同規則の適用および移行に関する条項に規定されています。最後の記載は、欧州委員会がまだ発効させていない実施法規に関連するものであり、その旨が明記されています。

2026年3月22日

この規則は施行されます

2026年2月11日付の規則（EU）2026/405は、2026年3月2日付の官報への掲載から20日目に発効します（第37条）。製品に関しては、現時点では何の変化もありません。この日に開始されるのは、欧州委員会への5年間を期限とする権限の委譲です（第31条第2項）。

2028年10月1日

デジタル識別に関する法令の制定が迫っています

この日までに、委員会は、洗剤のデジタル表示に関する具体的な要件（許容されるITソリューションを含みます）を定める委任法令を制定します（第30条第10項）。デジタルラベルは同一のデータ媒体を使用するため、これらはパスポートにも適用されます（第19条第1項d号）。

2029年9月23日

この規則が適用され、パスポートの更新時期が到来しました

この日から、製造業者は、各洗剤および各界面活性剤について、最終ユーザー向けにデジタル製品パスポートを作成した上で市場に流通させ、データ媒体を提供するとともに、EU登録簿に参照情報を登録しなければなりません（第8条第2項、第37条）。規則（EC）第648/2004号は、同日から効力を失い、廃止されます（第35条）。

税関が登録内容を確認します

税関は、一意の登録識別番号および品目コードが登録簿と一致した場合に限り、当該製品を関税上の自由流通に供します。審査は、当該日、または登録簿が税関シングルウィンドウに接続された日のいずれか遅い方から、電子的に行われます（第25条）。

2030年9月23日

移行期間が終了します

2029年9月23日より前に、規則（EC）第648/2004号に基づき市場に投入された製品については、引き続き無期限に提供することが可能です。その後12ヶ月間に旧法に基づき市場に流通した製品については、当該日までを限り、引き続き提供することができます（第36条）。

2032年3月23日

フィルムの生分解性

フィルムおよびフィルムに含まれるポリマーは、附属書I第B部の生分解性に関する要件を満たさなければなりません（第4条第3項）。これは、2029年の施行開始から適用除外となる2つの規定のうちの1つです。

2034年3月23日

その他の有機物の生分解性

水を含まない物質の総質量の少なくとも10重量パーセントを意図的に添加された有機物質であって、界面活性剤、フィルム、またはフィルム中のポリマーのいずれでもないものは、附属書IのD部に例外が定められていない限り、同附属書IのC部に定める基準を満たさなければなりません（第4条第4項）。

パスポートの有効期間

パスポートは、当該製品が市場に投入された後10年間有効であり、EU域内の事業者が破産、清算、または事業活動を停止した場合でもその有効性は維持されます（第21条第2項g号）。製造業者は、技術文書およびパスポートを同期間、利用可能な状態に維持しなければなりません（第8条第3項）。

技術要件

データ媒体、そのレイアウトおよび配置、適用される基準、どのフィールドを誰が閲覧できるか、また誰がパスポートを作成または更新できるかについては、すべて第21条第10項に基づく実施法令に定められています。同施行法はまだ公布されておらず、その適用開始日は、同法の施行日から少なくとも18カ月後としなければなりません。

出典

このチェックリストの出典となった文書と、それぞれの用途についてです。

文書	目的
規則（EU）2026/405	規則の本文：第8条（製造業者の義務）、第21条および第22条（パス）、第23条（識別番号）、第24条（登録簿）、附属書VI（記載事項）。
規則（EC）第648/2004号	廃止された規則ですが、2029年9月23日より前に市場に投入された製品については、引き続きこの規則が基準となります。
規則（EU）2024/1781(ESPR)	洗剤パスが、その登録制度、識別基準、およびサービスプロバイダーに関する規則をそのまま引き継ぐ枠組みです。
実施規則（EU）2026/1778	中央登録簿の運用方法：身元確認、詳細度、バージョン管理、および保存。
規則（EC）第1907/2006号（REACH）	第31条：産業用および業務用洗剤において、パスポートに記載される成分リストに代わる安全データシートについて。
規則（EC）第1272/2008号（CLP）	第18条第3項：成分リストにおける物質の名称の記載について、第45条：成分データシートを受け取る者について。
欧州委員会の化学関連ページ	業界に関する欧州委員会の概要。新しいガイダンスや今後制定される法令が最初に掲載される場所です。

準備の方法はこちらです

商品の品揃えの選定から、最初のパスが公開されるまで、成果が出る順に6つのステップをご紹介します。

1. ****まず製品群を分類します：** **各製品について、それが洗剤であるか、エンドユーザー向けの界面活性剤であるか、あるいは他の処方開発業者に販売される界面活性剤であるかを判断してください。パスが必要なのは最初の2つだけであり、その区分はお客様の顧客リストに基づいており、処方内容によるものではありません。
2. ****成分リストを前面に出す：** **附属書VIのh項では、意図的に添加されたすべての物質について、CLPに基づく名称での記載が求められています。このリストはすでに御社の処方システム内に存在していますが、PDF形式ではなく構造化された形式で抽出することが、実際の作業となります。
3. ****産業界および事業者向けの疑問点を明確にする：** **REACH安全データシートに同等の情報が記載されている場合、パスポートへの成分リストの記載は不要となります。製品ごとにその根拠を記録しておいてください。市場監視当局から、どちらの方法を採用したのか尋ねられることになるからです。
4. ****データ媒体は1つを計画し、3つにしないこと：** **デジタルラベルとパスポートは同じデータ媒体を共有しており、その他のEU法もそこに収まる必要があります。パッケージ上および詰め替えステーションのどこにコードを配置するかを一度決定してください。
5. **少数の処方を用いたパイロット実施：** [無料で登録し](#)、化学物質インポートテンプレートを使用して、実際の製品をいくつかパスとして登録してください。製品に該当しない項目は空欄のままにしておいても、パスの作成は妨げられません。
6. ****登録情報の準備（自動化は行わない）：** **一意の製品識別子、事業者識別子、およびパスの登録先住所をご用意ください。登録は、製品を市場に流通させる事業者として行ってください。Transpareoが、必要な情報を準備いたします。

08.09.2026 時点。このチェックリストの最新版：<https://transpareo.com/ja/ye-jie/hua-xue-wu-zhi/tietukurisuto-xi-ji>